

## 至誠館大学附属図書館萩市民等利用内規

(趣旨・目的)

第1条 この内規は、至誠館大学附属図書館管理運営規程（以下「規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、本学の教育研究に支障のない範囲内で、至誠館大学附属図書館（以下「図書館」という。）を萩市民等の利用に供するために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 前条の萩市民等とは、学術にかかわる学習又は研究・調査を目的とする者（以下「利用者」という。）をいう。

(利用の範囲)

第3条 利用者が利用できる資料は、図書館所蔵の共同利用に供されている資料とする。

2 利用者が利用できるサービスは、規程第7条第1項第1号及び第3号（相互利用を除く。）に掲げる事項とする。

3 利用者が利用できる時間は、規程及び至誠館大学附属図書館利用内規（以下「利用内規」という。）による。

(利用の手続き)

第4条 利用者は、入館に際し所定の手続きを経て入館することができる。

(利用の許可)

第5条 前条に掲げる者は、図書館利用願（様式第2号）を館長に提出し図書館利用許可証（様式第4号）の交付を受けなければならない。

2 図書館利用許可証の有効期間は、許可した日の属する年度の3月31日までとし、引き続き利用を希望する場合は前項に規定する申し込みを改めて行うものとする。

(館内・館外利用)

第6条 館内利用をするときは、規程第8条及び第9条、館外利用をするときは、規程第10条第1項第5号に定めるところによる。

(指示遵守)

第7条 利用者は、この内規を遵守し係員の指示に従わなければならない。

(弁償責任)

第8条 図書を著しく破損若しくは汚損又は亡失した者及び備品を損耗した者は、当該図書及び備品を修復し又は弁済しなければならない。

(利用禁止)

第9条 館長は、利用内規に違反した利用者に対して利用を禁止することができる。

(その他の規定の準用)

第10条 この内規に定める以外の利用上の事項については、規程を準用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成13年	6月	1日	(第1回改正)
	平成19年	4月	1日	(第2回改正)
	平成26年	4月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)